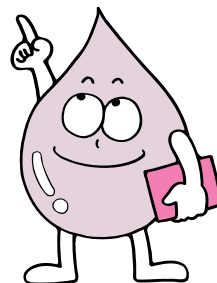


おいしい水をお届けします

# 水質検査計画を策定しました

水道法の改正に伴い、平成16年4月から、水道水の水質検査基準が改正されました。同時に、ことしの4月から水質検査計画の作成が義務づけられました。

市では、皆さんに安全でおいしい水をお届けするための「水質検査計画」を策定しましたのでお知らせします。



## 水質検査計画とは？

水質検査は、水源となるすべての井戸から蛇口に至るまでの水質を確認し、水質基準に適合していることを保証する重要な作業です。

水質検査計画は、検査の回数や項目、箇所などを、これまでの水質検査の結果をもとに、水道法の規定に従って設定しているものです。

## 【水質基準】

人の健康に影響を及ぼすもの病原生物、または病原生物に汚染された生物や物質を含んでいないこと。

シアン、水銀など、人の健康に影響を及ぼす有毒物質を含んでいないこと。

フッ素、鉄、銅など、人の健康に影響を及ぼす物質を、許容量を超えて含んでいないこと。

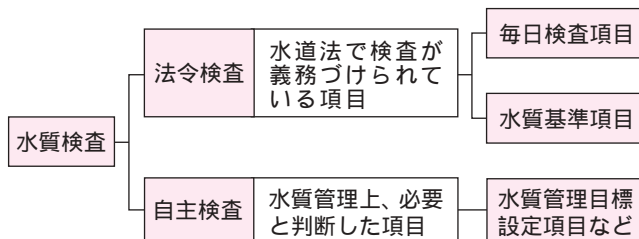
水道水の性質・状態に関するもの

異常な酸性・アルカリ性にならないこと。  
異常なおいがないこと（消毒によるおいは除く）。  
色に異常がないこと。



## 水質検査項目

水道法で検査が義務づけられている「水質基準項目」を基本に、必要な項目について行います。



## 水質検査の公表

検査計画や検査結果は、四月一日から水道部工務課で閲覧できます。また、水道部ホームページでも公開します。



平成17年度に実施する検査項目

		検査の頻度	検査項目	項目数	検査か所
法令検査	毎日検査項目	毎日	残留塩素・色・濁り	3	蛇口32か所
	水質基準項目	1か月に1回	人の健康に関する項目と性質・状態に関する項目	28	蛇口32か所
1年に4回					
自主検査	水質管理目標設定項目	1年に1回	水質基準に応じて独自で選んだ項目	3	蛇口8か所
			農薬類	1	原水8か所
	要検討項目	1年に1回	ダイオキシン類	1	原水8か所
	その他の項目	1年に4回	硫酸ピッチ	3	原水16か所
1年に1回		バナジウム	1	原水68か所	

詳しくは、水道部ホームページをごらんください。

## 問い合わせ 水道部工務課

☎55-2849 ☎53-2746

✉su-koumu@city.fuji.shizuoka.jp

🌐http://fujishi.jp/cityhall/suidou-b/